平成31年5月号

たけせ社会保険労務士事務所

Monthly report



M字カーブ解消? 働く30歳代女性が増加中

◆2018 年度の「人手不足」関連倒産は過去最多 の 400 件

深刻な人手不足が続いていますが、このほど 東京商工リサーチの調査結果が公表され、2018 年度(2018年4月~2019年3月)の「人手不足」 関連倒産は400件(前年度比28.6%増、前年 度311件)に達し、年度ベースでは、2013年度 に調査を開始以来、これまで最多だった2015年 度(345件)を上回って、最多件数を塗り替えたこ とがわかりました。

◆「人手不足」のうち、「後継者難」によるものが 最多の 269 件

調査結果によると、「人手不足」関連倒産 400 件の内訳では、代表者や幹部役員の死亡、病気 入院、引退などによる「後継者難」型の 269 件 (前年度比 7.6%増、前年度 250 件)が最多で、 次いで、人手確保が困難で事業継続に支障が生 じた「求人難」型が 76 件(同 162.0%増、同 29 件)、賃金等の人件費のコストアップから収益が 悪化した「人件費高騰」型が 30 件(同 114.2% 増、同 14 件)、中核社員の独立、転職などで事 業継続に支障が生じた「従業員退職」型が 25 件 (同 38.8%増、同 18 件)でした。

◆産業別ではサービス業の 105 件が最多

また、産業別にみると、最も多かったのがサービス業他の 105 件(前年度比 34.6%増、前年度 78 件)で、次いで建設業が 75 件(同 4.1%増、同 72 件)、製造業が 62 件(同 58.9%増、同 39

件)、卸売業 59 件(同 43.9%増、同 41 件)、貨物自動車運送などの運輸業 34 件(同 61.9%増、同 21 件)などとなっています。

◆北海道と四国を除く7地区で増加

さらに地区別では、全国9地区のうち、関東 $(125\rightarrow173\ \text{件})$ 、九州 $(39\rightarrow62\ \text{件})$ 、中部 $(34\rightarrow43\ \text{件})$ 、近畿 $(33\rightarrow39\ \text{件})$ 、東北 $(24\rightarrow28\ \text{件})$ 、中国 $(18\rightarrow19\ \text{件})$ 、北陸 $(3\rightarrow5\ \text{H})$ の7地区で前年度を上回り、北海道 $(21\rightarrow18\ \text{H})$ と四国 $(14\rightarrow13\ \text{H})$ の2地区では減少となりました。

働き方改革法の施行や外国人労働者の受入 れ拡大でこの傾向に歯止めがかかるのか、注視 していきたいところです。また、東京商エリサーチ では、年度・月別に企業の倒産事例も公開して いますので、関心をお持ちの方は参考にしてくだ さい。

【2018 年度「人手不足」関連倒産~東京商工リサーチ調査】

http://www.tsr-

net. co. jp/news/analysis/20190405_01. html 【「こうして倒産した・・・」~東京商工リサーチ調査】

http://www.tsr-net.co.jp/news/process/



雇用関係助成金の不正受給対策が強化されました

4月1日から改正雇用保険法施行規則が施行されました。今年も例年どおりいくつかの助成金の統廃合が行われていますが、それに加えて不正受給対策の強化が盛り込まれました。内容は以下のとおりです(通達「雇用安定事業の実施等について(平成31年3月29日職発0329第2号・雇均発0329第6号・開発0329第開発0329第58号)」から抜粋)。

◆不支給期間の延長および対象の拡大

現在、過去3年以内に偽りその他不正の行為により、雇用調整助成金等の支給を受け、または受けようとした事業主または事業主団体もしくはその連合団体に対して雇用関係助成金を支給しないこととしているものを、過去5年以内とする。

◆返還命令等

- (1) 偽りその他不正の行為により雇用調整助成金等の支給を受けた事業主または事業主団体もしくはその連合団体がある場合には、都道府県労働局長は、その者に対して、支給した雇用調整助成金等の全部または一部を返還することを命ずることができ、また、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた雇用関係助成金については、当該返還を命ずる額の2割に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。
- (2)(1)の場合において、代理人等または訓練機関が偽りの届出、報告、証明等をしたため雇用関係助成金が支給されたものであるときは、都道府県労働局長は、その代理人等または訓練機関に対し、その支給を受けた者と連帯して、雇用関係助成金の返還または納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

※代理人等:社会保険労務士等

◆事業主名等の公表

都道府県労働局長は、事業主または事業主 団体もしくはその連合団体が偽りその他不正の 行為により、雇用調整助成金等の支給を受け、 または受けようとした場合等は、氏名並びに事業 所の名称および所在地等を公表することができ る。

今後は、より遵法意識に則った対応が必要と なりそうです。



就活生の「ブラック企業」「ホワイト企業」への意識~DISCO調査

◆調査の概要

人手不足による売り手市場が続くなか、各企業はあの手この手を使った「人材確保」対策に苦心しています。そうした背景のもと、株式会社DISCOが、今年入社を迎えた卒業生(2019 年卒、以下「19 年卒」)と、就職活動を始めたばかりの学生(2020 年卒、以下「20 年卒」)それぞれに、「ブラック企業」と「ホワイト企業」についての意識調査を行いました(調査期間:2019 年2月8日~14日)。

※19 年卒の回答者数: 750 人(文系男子 221 人、 文系女子 220 人、理系男子 200 人、理系女子 109 人)、サンプリング: キャリタス就活 2019 学生 モニター

※20 年卒の回答者数: 750 人(文系男子 285 人、 文系女子 192 人、理系男子 193 人、理系女子 80 人)、サンプリング: キャリタス就活 2019 学生モニ ター

◆「ブラック企業」と「ホワイト企業」への意識

調査結果として、まず「ブラック企業を気にした(している)」という学生は、19年卒85.6%、20年卒91.1%と9割近いのに対し、「ホワイト企業を気にした(している)」という学生はそれぞれ半数程度となっています。

「ブラック企業」だと思う条件としては、「残業代が支払われない」が最多の8割(19 年卒 77.9%、

20 年卒 78.0%)、次いで「給与が低すぎる」が約 7割(19 年卒 70.9%、20 年卒 70.1%)で、「労働条件が過酷である」、「残業が多い」、「セクハラ、パワハラがある」、「有給休暇を取りづらい風土がある」等、それぞれ6割以上に上ります。

また、ホワイト企業を気にする就活生は半数程度でしたが、「ホワイト企業かどうか」を調べた学生は、19年卒は56.0%、20年卒は61.3%で、「ホワイト企業だと思う条件」として、「有給休暇を取りやすい風土がある」が最多で、「福利厚生が充実している」、「離職率が低い」、「残業が少ない」、「残業代が満額支払われる」と続きます。

◆「ブラック企業」の調べ方と入社後の対応

就職活動で「ブラック企業かどうか」を調べた (調べている)学生は、19 年卒 82.1%、20 年卒 79.7%に上ります。調べ方で最も多かったのが それぞれ、「クチコミサイト」約9割で、次いで「就 職情報サイトで企業情報(募集要項等)を確認」 が約5割でした。

また、入社後に「ブラック企業」だとわかった場合、「すぐに辞める」はそれぞれ1割程度ですが、「1年は様子をみる」はそれぞれ4人に1人、「半年以内に見切りをつける」という回答はそれぞれ過半数に達しています。

一方で、ブラック企業でも働き続けられる条件として、「給与・報酬が高いなら」がそれぞれ約7割、「職場の人間関係が良いなら」がそれぞれ約6割を占めています。

以上のことから、最近の就活生の企業選びのポイントは、「ブラック企業」を強く意識し、「働きやすさ」を求める傾向にあることがわかります。 【「就活生に聞いた「ブラック企業/ホワイト企業」への考え」~株式会社ディスコ】

https://www.disc.co.jp/press_release/683



事務所よりひと言

令和がスタートしてすでに1ヶ月経とうとしています。行政への届出書類の日付が「令和」となり、略表示が「R」となりましたが、まだまだ違和感があるのではないでしょうか。

今回の Monthly report にも掲載していますが、『助成金の不正受給』が問題となり、助成金の提出代行・事務代行を行った社労士も連帯責任を問われることになりました。

また、社労士の賠償責任保険の支払いも助成 金関係が最も多いとのことです。

- 「① 助成金の計画・申請は手間と時間がかかる
- ② 会社の情報や書類を多く扱う
- ③ 申請時期が短い
- ④ 不正受給に繋がった場合、社労士も連 帯責任となる 等々

以上から、当事務所は、基本的に助成金のご紹介はさせていただきますが、自社での申請を基本とさせていただいております。

それでも依頼したいと思われる企業様は、下記 の条件をご理解の上、ご依頼いただけますようお 願い致します。

- ① 基本的に顧問先様のみ対応
- ② 実施する助成金は、キャリアアップ助成金またはそれに準じるレベルものとする
- ③ 助成金申請手数料は着手金0円,支給後に手数料30%(最低10万円)とする



社会保険・労働保険業務に関して、最も忙しい時期が近づいてきました。

早め早めに準備をされることをお勧めします。(と、自分に言い聞かせているところです) (武瀬)